# 大阪医科大学 実験動物センター利用規則

# 第1条 利用者

- 1. 実験動物センター(以下「センター」という)を利用できるのは、本学の教職員(大学院生・研究生・研究補助員などを含む)ならびにセンター長が認めた者(以下「利用者」という)で教育訓練講習(年2回予定)を受講し、登録された者である。
- 2. 初めての利用者は、センター技術職員(以下「職員」という)の説明と DVD 講習(教育訓練と同じ内容)を受け、仮登録される。仮登録は教育訓練講習会までの一時的なものであって、受講しないと仮登録は取り消される。
- 3. 利用者として登録された者も、動物実験を継続的に実施するためには教育訓練講習を最低4年に1回受講する必要がある。

#### 第2条 センターへの出入

- 1. センター玄関は常時施錠されている。「利用登録申請書」を提出し、教職員用 ID カードにより 出入りする。
- 2. 各飼育室への入室に際しては、専用の白衣・マスク・グローブ・履物を着用する。
- 3. センター内いずれの扉も必要な時以外は解放にしない(動物の逃走予防および不潔動物の侵入 防止のため)。

#### 第3条 動物の購入

- 1. 「動物実験規程」に記されているように、購入動物の微生物学的品質の吟味がきわめて重要である。特に共同利用施設であるセンターでは高品質の保障が不可欠であり、センター職員の指示に従わなければならない。
- 2. センターで動物の飼育を希望する利用者は、「動物実験計画書」の承認を受けた後、「実験動物 (購入・飼育) 申込書」を提出する。
- 3. 動物は原則としてセンターで一括発注するが、特殊な条件の動物を利用者が調達する場合は検査成績書(検疫証明)を提出しなければならない。
- 4. センターの飼育可能動物数には限りがあるので、事前(一週間前まで)に動物収容状況を確認する。
- 5. 動物が搬入されるとセンターは利用者に連絡するので、利用者はセンターに来て受領し(同日の午後4時30分までに)、動物を検疫し、用意されたケージに移す。ただし、特別な理由がある場合にはセンター職員が代行するので事前に依頼する。

#### 第4条 飼育室の利用

- 1. 動物の飼育室・棚・ケージは「実験動物(購入・飼育)申込書」に基づいてセンターで割り当てる。
- 2. センターで準備した研究者氏名等を記入したカードを飼育ケージに付ける。(このカードの無いケージの動物はセンターが処分し、ケージを片付ける場合がある。)
- 3. 動物の繁殖は飼育スペースに余裕のある場合に認められる。事前にセンターの許可を受けることが必要で、許可なくケージを増やすことはできない。
- 4. 指定ケージ以外のケージや飼育機器を持込む時はセンター長の許可を受ける。

## 第5条 動物の飼育管理

- 1. 動物の給餌・給水および室内の清掃はセンターが行う。
- 2. 飼料はセンターが一括購入するが、特殊飼料を必要とする場合は、利用者が購入し、給餌する。
- 3. 床敷(ケージのチップ)の交換は利用者が行う。交換は1週間に1-2回が望ましい。汚れたチップはケージとともに館内の所定の場所に置く。飼育室床の清掃等の後片付けを行い、他の利用者の支障とならないようにする。汚物の放置はゴキブリの繁殖の原因となる。
- 4. 床敷の購入・ケージの洗浄はセンターが行う。

- 5. 動物の状態を観察し、飼育管理日誌及び自分の実験ノートに記録する。
- 【注意】 動物への投薬や手術のみが動物実験ではない。動物の適切な飼育管理もまた動物実験の一部である。なぜなら、感染症のある動物やストレスにさらされた動物から正確なデータが得られるとは期待できないからである。実験動物の適切な飼育管理によって始めて動物実験の科学性が保障されること、それが取りも直さず動物福祉となることを銘記しなければならない。

## 第6条 実験操作

- 1. 注射、投薬等の簡単な処置は飼育室で行うことができる。注射器や処置器材は他の利用者の支障とならないよう、各自の責任で後始末すること。廃棄するときは分別廃棄し、特に注射針には注意する。
- 2. 手術室の清掃、整頓、消毒等の後始末は利用者が行う。
- 3. 手術室および飼育室に持ち込む機器は最小限度とし、大型機器等で他の利用者の迷惑となる可能性のある場合はセンター長の承認が必要である。搬入した機器の管理はその利用者の責任において行い、使用後は速やかに搬出する。

#### 第7条 動物の移動

- 1. 一旦センターに搬入された動物は原則としてセンター外へ持出すことはできない。投薬・手術等の処置はセンター内で行う。
- 2. 特殊な事情のため動物をセンター外(各教室の動物実験室など)へ持出す場合は、48 時間以内にセンター内の元の位置に戻すこと。48 時間以上センター外で飼育した場合にはセンターへの再搬入は認められない。

#### 第8条 動物の屍体の処理

- 1. センター内で処分した動物の屍体は黒いビニール袋などに入れ、透見できないようにして屍体 専用のフリーザーに収置する。
- 2 研究室へ搬出して処分した動物の屍体も同様に袋に入れ、屍体専用のフリーザーに収置する。
- 3. それらの屍体は、職員がチェックし専用箱に入れ、重量を計測し、業者に引き渡す。
- 4. 飼育中の動物が死亡していた場合、センターは利用者に連絡するので、利用者は屍体を直ちに 処分すること。連絡のつかない場合、センターは利用者の屍体確認を待たず処分することがある。

# 第9条 飼育管理日誌の記入

飼育室の所定の位置に置かれた飼育管理日誌に、利用者が各自で飼育動物数の増減を記入する。 毎月末に、管理室へ提出する(締切・翌月5日)。

# 第10条 事故

不慮の事故が発生した時は、各飼育室前に設置してある緊急時対策マニュアルを参照し、直ちに 管理室(センター職員)に連絡する。時間外は総合研究棟1階の保安課に連絡する。

## 第11条 特殊飼育室

SPF 室・無菌動物室および感染動物室の利用は別に定める利用手順による。

#### 第12条 違反者

上記の利用規則に違反した者に対しては、一定期間動物センター出入り禁止処分とし、必要に応じて違反者が所属する教室にもその責任を問う

第13条 この規則の改正は、運営委員会の議を経てこれを行う。